

ケアハウス岡南 重要事項説明書

当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

◎私たち(事業者)の概要は次のとおりです。

事業所名		ケアハウス岡南	
法人名		社会福祉法人信濃川令終会	
所在地		〒940-1132 新潟県長岡市渡沢町53番地	
施設種別		ケアハウス	
電話番号		0258-23-7512	
FAX番号		0258-23-7510	
利用定員		15名	
職員の概要	施設長	1名 (職員の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う)	
	生活相談員	1名 (入居者の生活の向上を図るため適切な相談、援助、支援等業務を)	
	介護職員	1名以上 (入居者の日常生活の援助に重視する)	
	宿直職員	1名 (夜間帯の宿直常務を行う)	
施設の概要	居室の定員	1名	
	居室面積	25.97㎡	
	食堂・通路	123.73㎡	
	浴室	男 10.8㎡ 女 14.47㎡	
	脱衣室	男 7.36㎡ 女 9.37㎡	
	洗濯室	8.5㎡	
	図書コーナー・通路	59.6㎡	
	面談室	10.83㎡	
協力医療機関		新潟県厚生連長岡中央総合病院	
非常災害時の対策	消防訓練の実施(年2回)、近隣との協力体制		
	非常災害設備	自動火災報知機	あり
		誘導灯	あり
		非常通報装置	あり
		非常電源設備	あり
		消火器	3本
		消火用散水栓	あり

(運営方針)

私たちは、老人の特性を配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自立性を尊重することを基本として、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等を含む施設福祉サービスの提供に万全を期します。

(ケアハウスの生活)

1. 食事

朝食 7:45 ~ 8:30

昼食 12:00 ~ 13:00

夕食 17:50 ~ 18:30

※外出などで欠食される場合は、欠食する食事の前の食事までに職員に申し出てください。管理栄養士が献立を作成し、高齢者に適した食事を提供いたします。衛生管理上、上記提供時間より2時間以内にお召し上がりください。

2. 入浴

入浴時間 13:00 ~ 16:30

※入浴中、気分の悪いことがございましたら呼び出しボタンでお知らせください。

※職員が30分おきに巡回し、お声掛けをいたしますのでよろしくお願い致します。

※履物(スリッパ)は出入り口前で脱いでください。

3. 週間予定

曜日	内容	曜日	内容
偶数月	10:00 ~ 11:00 金融機関	月1回	10:00 ~ 10:30 移動図書館:米百俵号
月1回	14:30~ 健康教室	金 毎週	10:30 ~ 11:00 移動スーパー:とくし丸
月1回	14:00~15:00 買い物・原信(旭岡店)		

※その他、季節行事、医療機関への送り等、随時行います。

4. 利用者懇親会

毎月、月初(休日の場合は翌日)に懇親会を開き、皆様のご意見・ご要望をお聞きしたいと思います。また、当月の行事や注意事項などもお伝えいたします。皆様が快適に生活ができるように、たくさんのご意見をお聞かせください。また、クラブ活動やその他の行事など、皆様と職員が一緒になって考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

5. 洗濯

洗濯機の使用時間 6:00 ~ 19:00

洗濯室にある洗濯機は、無料で使うことができます。ただし、ご利用者全員が気持ちよく使うために、洗ったままにすることなく、洗濯機を使用する時は、洗濯機に名前を貼ってご使用下さい。

6. 外出・外泊

外出・外泊のときは、必ず外出届を記入し、提出の上、職員に行き先と帰宅時間を伝えてからお出かけください。

7. 門限

原則として21:00です。19時以降の帰宅については、宿直の方に帰った旨をお伝えください。

8. 相談

生活相談員・介護職員が各種相談に応じ、適切な助言・対応をさせていただきます。また、相談しづらいことでも気軽に立ち寄れるよう面談室を設置しております。

◎ケアハウス岡南:利用料金

※入居者の生活費、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用を基本利用料として負担していただきます。

※サービスの提供に要する費用及び生活費は、県知事の定める基準額です。

※対象の収入とは、前年の収入から租税・社会保険・医療費などの必要経費を控除した後の収入となります。

【 利 用 料 金 一 覧 表 】

(単位: 円)

対象収入による階層区分 (前年の収入)	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1 1,500,000円以下	10,000	48,145	30,000	88,145
2 1,500,001円~1,600,000円	13,000	48,145	30,000	91,145
3 1,600,001円~1,700,000円	16,000	48,145	30,000	94,145
4 1,700,001円~1,800,000円	19,000	48,145	30,000	97,145
5 1,800,001円~1,900,000円	22,000	48,145	30,000	100,145
6 1,900,001円~2,000,000円	25,000	48,145	30,000	103,145
7 2,000,001円~2,100,000円	30,000	48,145	30,000	108,145
8 2,100,001円~2,200,000円	35,000	48,145	30,000	113,145
9 2,200,001円~2,300,000円	40,000	48,145	30,000	118,145
10 2,300,001円~2,400,000円	45,000	48,145	30,000	123,145
11 2,400,001円~2,500,000円	50,000	48,145	30,000	128,145
12 2,500,001円~2,600,000円	57,000	48,145	30,000	135,145
13 2,600,001円~2,700,000円	64,000	48,145	30,000	142,145
14 2,700,001円~2,800,000円	71,000	48,145	30,000	149,145
15 2,800,001円~2,900,000円	78,000	48,145	30,000	156,145
16 2,900,001円~3,000,000円	85,000	48,145	30,000	163,145
17 3,000,001円以上	89,800	48,145	30,000	167,945

※11月から3月までは、冬期加算として生活費に月額7,174円加算されます。

※居住に要する費用については、契約日より徴収いたします。

※各居室の光熱費、電話料、その他個人にかかる日常生活費は、基本利用料とは別にすべて自己負担となります。

◎費用の支払いについて

入居の際に「長岡信用金庫(各本支店)」、「第四北越銀行(各本支店)」、「ゆうちょ銀行」で口座を作ってください。

すでに上記金融機関で口座をお持ちの方は、その口座でご利用いただけます。

ケアハウス利用料は、生活費、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用を合算した額を別途個別に算定して光熱費とともにご請求いたします。1ヶ月分の費用を翌日の30日に上記口座より引き落とします。また、入退居の場合は、生活費、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用ともに、日割り計算でご請求いたします。

・光熱費等について

電話・・・各居室には、内線・外線が利用できる電話をご用意しております。外線は使用した分だけ施設よりご請求します。(20日締め)

入居者への外部からのお電話は、いったん事務所で受けた後、職員が各居室におつなぎいたします。

水道・・・皆様の2か月分の使用量を入居者数で割り、2か月に1回ご請求いたします。(但し、入退去及び入院の場合は日割り計算でご請求いたします)

電気・・・1ヶ月分の使用料金は、各個別に設置してあるメーターを検針し、ご請求いたします。

新聞・・・ケアハウスでも用意しますが、個人でご購読の契約をしていただいてもかまいません。

◎医療面について

ケアハウスでは、看護師が常駐していないため、医療的行為、処置等はできません。また、医療依存度の高い方は、施設では対応できないことから退去となる場合があります。

◎ケアハウスの入居者の遵守事項

- (1) 本施設の規則を守り、職員の指示、指導に従いまた協力して秩序ある明るい生活を送るとともに心身機能の向上に努めて下さい。
- (2) 入居者は、ケアハウスが自立されている方の生活の場であることを自覚し、身の回りのことは、ご自身で行ってください。職員はいますが、緊急時以外は直接介護には入りません。
- (3) 入居者は外出または外出しようとする時、また来訪者があったときはその都度施設長に届け出て下さい。
- (4) 来訪者が宿泊しようとする時は、必ず施設長の承認を受けて下さい。
- (5) 入居者は常に居室を整理整頓し、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃等の環境整備に協力して下さい。
- (6) 入居者は相互に親睦と信頼を深め、また隣人として融和し、他人への人権を無視するような言動のないように努めて下さい。
- (7) 入居者は、施設長の承認を得ずに居室の形状を変更するような工作を加えてはなりません。許可した場合であっても、退去時には居室を元の形状に戻して下さい。
- (8) 入居者は故意または過失により施設、設備、備品等に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
- (9) 火気には十分注意し、事故防止、防火、防災に協力して下さい。。
- (10) ペットは厳禁とします。

◎事故等の対応について

職員は、朝7時30分から19時までは勤務していますが、夜間は宿直が当直します。重篤事故

以外の軽度の事故が起こった場合、日中は職員が、ご家族等に連絡し対応を協議いたします。夜間は宿直から夜間拘束当番に連絡が入ってからの対応となりますので、緊急の場合を除きご家族等への連絡が遅くなることもあります。

サービス提供により事故発生の場合は、保証人、長岡市、関係医療機関等への連絡を行う等の措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

◎虐待防止に関する事項

職員に対し入所者の人権の擁護、虐待防止のための研修を定期的を実施し、人権の意識や知識の向上に努めていきます。

◎感染症のまん延防止について

職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修会及び訓練を定期的に行い感染症予防に努めます。

◎業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、定期的に必要な研修及び訓練を実施します。

◎身元保証人

入居者は、契約時に入居者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として、身元保証人を定めていただきます。ただし、成年後見人等がいる場合はこの限りではありません。

身元保証人は、サービス契約書等の介護保険関連の書式の代理人としての署名押印や入院手続きの協力、急変時などの緊急事態の際の連絡窓口となっていただきます。

◎連帯保証

身元保証人は連帯保証人として、本契約から生じる入居者の債務について極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。債務の元本は、入居者又は連帯保証人が亡くなったときに確定するものとします。

連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び施設は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、延滞金の額、損害賠償の額等、入居者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

◎ケアハウスに係る情報公開について

私たち(事業者)は、運営規程の概要、勤務体制、苦情処理の方法を掲示いたします。情報公開について、ホームページ、会報などを通じ広く一般に対し情報公開に努め新潟県に対しても必要とする情報の提供を行います。

◎苦情申出窓口の設置について

本事業所における苦情受付担当者、苦情解決責任者を下記により設置し、苦情解決に努めます。

苦情受付担当者	今井 明夫
苦情解決責任者	押見 吉浩

第3者委員	小林 一福	竹内 正巳
-------	-------	-------

なお、本事業者で解決できない苦情は下記の窓口にて申し立てをすることができます。
長岡市役所 長寿はつらつ課
長岡市幸町2-1-1 電話番号 0258-39-2268

◎秘密保持について

私たち(事業者)は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及び家族、保証人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第3者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第3者に漏らすことはありません。

◎その他の事項について

契約に定めのない事項及び疑義については「新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」その他法令の定めるところにより、利用者及び身元保証人、事業者が協議の上誠意を持って処理するものとします。
